



県労働委員会の抱負

岐阜県労働委員会
会長 榎山 錡吾

第42期の県労働委員会が発足しました。不況の中の船出であります。労働委員会は、公益委員、労働者委員、使用者委員の各5名からなる委員会で、労働組合と使用者との間の紛争の調整、使用者による組合への支配介入などの不当労働行為の審査、労働者と使用者との間の個別労働紛争のあっせんなどを専門的に行う行政委員会です。

これらの労働問題の中には、裁判所、労働局においても処理できるものもありますが、労働委員会における手続きは、裁判所や労働局の手続きが剛構造であるのに対し、柔構造である点に特色があります。しかしながら、いくら柔らかいといっても紛争の形態や内容を的確に把握し、それを迅速かつ相応な問題の解決へと導くことができなければ、絵に描いた餅と同じことになってしまいます。

そんなことにならないように、各委員は、職務の重要性を認識し、研鑽に励み、県民の皆様のご期待に応えることができるようにと決意しているところです。また、事務局の職員も、労使関係、労働問題について日々怠りのない精進をしていますので、県民の皆様の良い相談相手になってくれることと思います。

委員も職員も、共通に大切にしていることがあります。それは、常識です。常識とは何かと問われれば、それは座りがいいことであると回答したいと思います。労働委員会が発する是正策や解決策が、突拍子もないことでなく、座りがよいのであれば、それは常識にかなったものだとは評価されるのではないのでしょうか。

このようなことを胸にきざんで職務を遂行したく思いますので、県民の皆様のご理解を願います。最後に、県土と皆様が安らかでありますよう合掌いたします。

第42期 岐阜県労働委員会委員の紹介

第42期岐阜県労働委員会委員が平成21年12月24日に次のとおり新たに任命されました。

なお、任期は平成23年12月23日までの2年間です。

区分	氏名	役職等	任期数
公益委員	勅山 錡吾	朝日大学大学院教授	9期目
	廣瀬 英雄	弁護士	4期目
	神谷 眞弓子	東海学院大学短期大学部学長	6期目
	秋保 賢一	弁護士	3期目
	平野 博史	弁護士	3期目
労働者委員	三尾 禎一	日本労働組合総連合会岐阜県連合会会長	2期目
	豊田 由二	電機連合岐阜地方協議会議長	4期目
	高田 勝之	JAM東海執行委員長	2期目
	畑 慎一	UIゼンセン同盟岐阜県支部支部長	1期目
	栗本 理花	日本労働組合総連合会岐阜県連合会副事務局長	1期目
使用者委員	熊田 正秋	社団法人岐阜県経営者協会専務理事	3期目
	家田 禮子	長良製紙株式会社代表取締役社長	6期目
	日比 利雄	株式会社エヌビーシー代表取締役社長	5期目
	伊藤 勇	岐セン株式会社代表取締役社長	1期目
	柳原 幸一	株式会社鶺鴒代表取締役社長	1期目

印は会長、 印は会長代理

活動報告

1 審査事件について

平成21年1月から12月までの間に申立のあった不当労働行為救済申立事件は2件で、取扱状況は次のとおりです。

事 件 番 号	業 種	申立年月日	請 求 する 救 済 内 容	終結年月日	審 査 委 員
		申 立 者		終 結 区 分	参 与 委 員
21 - 1	教 育 業	21.5.18	不利益取扱いの禁止 不誠実団交の禁止 支配介入の禁止 バックペイ ポスト・ノータイス	係 属 中	稲山、秋保
		労働組合			(労)柴田 1 三尾 2 豊田、高田 (使)熊田、家田
21 - 2	サービ ス 業	21.11.9	団体交渉応諾 ポスト・ノータイス	係 属 中	廣瀬、神谷 平野
		労働組合			(労)三尾、高田 (使)熊田、日比

1 事件担当の前任委員、 2 事件担当の後任委員

(1) 21 - 1 不当労働行為事件

ア 請求する救済内容の概要

- ・被申立人は、A教諭及びB教諭の賃金について、平成21年1月1日以降、定期昇給が行われたとした場合の給料号給を適用し、その場合において支払うべき金額と同日以降給料号給が是正されるまでの間に適用されていた号給に基づいて現実に支払われた賃金との差額を支払わなければならない。
- ・被申立人は、C教諭の賃金について、平成20年10月1日以降、定期昇給が行われたとした場合の給料号給を適用し、その場合において支払うべき金額と同日以降給料号給が是正されるまでの間に適用されていた号給に基づいて現実に支払われた賃金との差額を支払わなければならない。

- ・被申立人は、C教諭について、速やかに、被申立人のD教科の教諭として、他のD教科専任の教諭と同等の時間数(概ね週15時間程度)の授業を担当させなければならない。
- ・被申立人は、A教諭及びB教諭の定期昇給延伸問題やC教諭の教壇への復帰問題に関し、「経営の専権事項」とか「裁判で係争中」などの理由或いはその他の理由で、申立人組合との団体交渉を拒否してはならない。
- ・被申立人は、被申立人の経営者や経営に重大な関与をすべき立場にある者ではなく、かつ申立人組合の組合員でもない一般の教職員を、団体交渉にオブザーバー参加させるとか、これらの者が団体交渉の開催前に交渉会場から退出しないことを容認するなど、団体交渉の円滑な開催を妨害するようなことをしてはならない。
- ・被申立人は、職員会議等の場において、申立人組合による労働委員会等への各種申立或いは申立人組合の組合員による裁判等の申立につき、言及してはならない。
- ・被申立人は、職員会議等の場において、教職員が行う申立人組合批判の言動を黙認したり、これを許容してはならない。
- ・被申立人は、陳謝文を、労働委員会の救済命令発令後3日以内に申立人組合に交付するとともに、被申立人の玄関に掲示しなければならない。

イ 審査の状況

- ・平成22年1月末日までに調査2回、審問3回を実施し、引き続き審問を行う予定である。

(2) 21 - 2 不当労働行為事件

ア 請求する救済内容の概要

- ・被申立人は、申立人組合が申し入れた団体交渉を拒否してはならない。
- ・被申立人は、陳謝文を、労働委員会の救済命令発令後3日以内に申立人組合に交付するとともに、被申立人の玄関に掲示しなければならない。

イ 審査の状況

- ・平成22年1月末日までに調査1回を実施し、引き続き調査を行う予定である。

2 調整事件について

平成21年1月から12月までの間に申請のあった調整事件はあっせんが2件で、取扱状況は次のとおりです。

事 件 番 号	業 種	調 整 事 項	申請年月日	調 整 回数	終結年月日	あ っ せ ん 員
			申 請 者		終 結 区 分	
21 - 1	飲食サー ビス業	(あっせん) 未払い賃金の支給	21.4.16 ----- 労働組合	1	21.5.22 ----- 解 決	(公)神谷 (労)柴田 (使)日比
21 - 2	サービス業	(あっせん) 団体交渉の促進	21.12.28 ----- 労働組合	1	22.2.16 ----- 解 決	(公)靱山 (労)豊田、栗本 (使)日比、伊藤

(1) 21 - 1 争議

ア 申請の概要

- ・組合員の未払い賃金の支給を求めて団体交渉を行ったが、話し合いが進展しないため、組合側があっせんの申請を行った。

イ あっせんの状況

- ・当初使用者側は、団体交渉に不慣れなところが見受けられたが、あっせん員の説明により、組合に対する不信感が払拭され理解を示した。労使双方から歩み寄りの姿勢がみられたためあっせん案を提示し、労使双方がこれを受諾し、解決となった。

(2) 21 - 2 争議

ア 申請の概要

- ・団体交渉を申し入れても拒否され、組合員の労働条件等について確認ができなため、組合側があっせんの申請を行った。

イ あっせんの状況

- ・当初使用者側は、団体交渉に対する認識が不足しているところが見受けられたが、あっせん員の説明により、今後は真摯に対応するとの姿勢を示した。このためあっせん案を提示し、労使双方がこれを受諾し、解決となった。

3 個別的労使紛争事件について

平成21年1月から12月までの間に申出のあった個別的労使紛争事件は3件で、取扱状況は次のとおりです。

事 件 番 号	あ っ せ ん 事 項	申出年月日	あ っ せ ん 回 数	終結年月日	あ っ せ ん 員
		申 出 者		終 結 区 分	
21 - 1	解雇予告手当の支給 解雇予告通知書の交付 有給休暇の買取り 未受領の給与明細及び源泉徴 収票の交付	21.2.5 ----- 労 働 者	-	21.2.20 ----- 打 切 り	(公)平野 (労)古田 (使)熊田
21 - 2	賃金控除された費用の返還	21.6.15 ----- 労 働 者	1	21.7.7 ----- 解 決	(公)平野 (労)三尾 (使)大松
21 - 3	不当解雇に対する補償金の要求	21.10.8 ----- 労 働 者	1	21.11.4 ----- 解 決	(公)靱山 (労)高田 (使)家田

4 無料労働相談会について

県労働雇用課、岐阜振興局と共同で、解雇や賃金など個別的な労使紛争でお困りの方を対象に、次のとおり労働委員会委員による無料労働相談会を行い、5件の相談を受けました。

日 時	平成21年7月5日(日) 午前10時～午後3時
場 所	岐阜市 じゅうろくプラザ
労 使 区 分	労働者(5)・使用者(0)
相 談 項 目	賃金未払い、賃金カット、一時金の支給、労働条件の格差、 復職、職場の人間関係